

02

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策 庁内体制

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型インフルエンザ等 対策本部条例

対策本部は条例または要綱を根拠とした設置により組織している。

条例設置

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発出された場合、条例に基づき本部を設置
- 市では令和2年4月～5月、令和3年1月～3月、令和3年4月～6月、令和3年7月～9月は条例に基づく本部設置を行った

要綱設置

- 緊急事態宣言が発出されていない間でも、市のコロナ対策を図るため、要綱において本部を設置
- 本部の体制・機能については、条例設置の本部と変更なし
- 感染症法上の5類となった令和5年5月8日付けで廃止

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条(準用)において準用する法第26条(条例への委任)の規定に基づき、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(組織)

第3条 本部に本部長を置き、本部長は、市長をもって充てる。

2 本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国分寺消防署長又はその指名する消防吏員

(2) 副市長

(3) 教育長

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の職員のうちから市長が任命する者

3 本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市長が指名する。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条(市町村対策本部の組織)第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症 対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の発生の状況の変化等に鑑み、市における緊急的な対策を図るため、国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に係る対応方針に関すること。
- (2) 感染症の発生及びまん延の防止の措置に関すること。
- (3) 感染症に係る広報に関すること。
- (4) 感染症の対策について他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、感染症について市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 議会事務局長並びに執行機関の部長及び部長相当職の者
- (5) 国分寺消防署長又はその指名する消防吏員

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前項に規定する場合において、その代理の順序は国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成20年規則第108号)に定める第2順位に掲げる副市長を第1順位とし、同規則に定める第1順位に掲げる副市長を第2順位とし、教育長を第3順位とする。

(会議)

第5条 本部長は、第2条の所掌事項について審議するため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

(意見聴取)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 本部長は、必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前2項に定めるもののほか部会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 本部及び部会(以下「本部等」という。)の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか本部等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(部の設置に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第34条(市町村対策本部の設置及び所掌事務)第1項に規定する国分寺市の市町村対策本部が同法第37条(準用)において読み替えて準用する同法第25条(都道府県対策本部の廃止)の規定により廃止されたときは、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第12号)第6条(部)第1項の規定に基づき設置された部は、この要綱による改正後の第7条の規定により設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第7条の規定により設置されている部は、この要綱による改正後の第7条の規定により設置されたものとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部体制

対策本部

	職名
本部長	市長
本部員	国分寺消防署長
副本部長	副市長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	政策部長
本部員	総務部長
本部員	市民生活部長
本部員	健康部長
本部員	福祉部長
本部員	子ども家庭部長
本部員	まちづくり部長
本部員	建設環境部長
本部員	公共施設マネジメント担当部長
本部員	議会事務局長
本部員	教育部長
本部員	会計管理者

部会の設置

感染症対策の対応を機動的に進めるため、本部に各所掌に対応した部会を設置し、運営を行った。

健康管理部会 【部会長：健康部長】

- 医師会及び保健所との連絡調整並びに保健医療等に関する事

生活経済部会 【部会長：市民生活部長】

- 生活支援、経済支援及び中小企業対応に関する事

広報総務部会 【部会長：政策部長】

- 広報、人事、契約及び庁舎管理に関する事

教育子ども部会 【部会長：教育部長】

- 学校、社会教育、保育園及び子どもに関する事

安全環境部会 【部会長：建設環境部長】

- 防災、ごみ及び交通に関する事

ワクチン部会 【部会長：健康部長】

- 予防接種に関する事

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

対策本部開催経過（令和5年4月26日現在）

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
1	令和2年2月4日	感染症関連物品、情報発信、関係機関への情報提供等について	12	令和2年3月11日	公共施設の休業・休館、情報発信、職員が感染した場合の対応、庁内における感染症対策等について
2	令和2年2月14日	職員の感染症対策、市民からの問い合わせ等について	13	令和2年3月12日	庁内における感染症対策について
3	令和2年2月20日	イベント・行事等、職員の感染症対策、感染症関連物品等について	14	令和2年3月13日	公共施設の休業・休館について
4	令和2年2月21日	イベント・行事等、職員の感染症対策、感染症関連物品等について	15	令和2年3月20日	公共施設の休業・休館、イベント・行事等について
5	令和2年2月23日	現状に関する情報共有	16	令和2年3月25日	学校等の臨時休業、公共施設の休業・休館について
6	令和2年2月27日	職員の感染症対策等について	17	令和2年3月30日	庁内における感染症対策について
7	令和2年2月28日	学校等の臨時休業について	18	令和2年4月2日	学校の臨時休業、公共施設の休業・休館、市民への自粛要請について
8	令和2年3月2日	学校等の臨時休業、公共施設の休業・休館、イベント・行事・会議等、職員・庁内の感染症対策等について	19	令和2年4月6日	庁内体制について
9	令和2年3月3日	学校等の臨時休業、イベント・行事・会議等について	20	令和2年4月8日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
10	令和2年3月5日	庁内の除菌、市立公園の花見等の宴会利用自粛等について	21	令和2年4月10日	「緊急事態宣言」等に伴う対応、公共施設の休業・休館、イベント・行事等について
11	令和2年3月6日	現状に関する情報共有	22	令和2年4月13日	庁内体制、感染症関連物品の管理について

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
23	令和2年4月20日	コロナ関連総合案内対応, 広報車の対応報告等について	37	令和2年7月28日	イベント・行事等, 職員等感染者発生時の公表について
24	令和2年4月27日	公共施設の休業・休館について	38	令和2年8月4日	イベント・行事等, 市職員の感染者発生について
25	令和2年5月5日	「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」について	39	令和2年8月11日	市職員の感染者発生, 庁内における感染症対策について
26	令和2年5月12日	個別計画の評価作業について	40	令和2年8月18日	市職員の感染者発生, イベント・行事等について
27	令和2年5月19日	公共施設の休業・休館について	41	令和2年8月25日	イベント・行事等について
28	令和2年5月26日	公共施設の休業・休館, イベント・行事等について	42	令和2年9月1日	職員が感染した場合の対応について
29	令和2年6月2日	「新型コロナウイルス感染症に関する国分寺市の対応方針」, イベント・行事等, 公共施設の使用料の見直しについて	43	令和2年9月8日	現状に関する情報共有
30	令和2年6月9日	現状に関する情報共有	44	令和2年9月15日	イベント・行事等について
31	令和2年6月16日	公共施設等の再開, イベント・行事等について	45	令和2年9月23日	現状に関する情報共有
32	令和2年6月23日	公共施設等の再開, イベント・行事等について	46	令和2年9月29日	現状に関する情報共有
33	令和2年6月30日	イベント・行事等について	47	令和2年10月6日	現状に関する情報共有
34	令和2年7月7日	現状に関する情報共有	48	令和2年10月13日	現状に関する情報共有
35	令和2年7月14日	現状に関する情報共有	49	令和2年10月20日	イベント・行事等について
36	令和2年7月20日	現状に関する情報共有	50	令和2年10月27日	現状に関する情報共有

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
51	令和2年11月4日	附属機関等の会議の開催に係る留意点について	65	令和3年2月9日	現状に関する情報共有
52	令和2年11月10日	現状に関する情報共有	66	令和3年2月17日	現状に関する情報共有
53	令和2年11月18日	イベント・行事等について	67	令和3年3月1日	現状に関する情報共有
54	令和2年11月24日	イベント・行事等について	68	令和3年3月5日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
55	令和2年12月1日	現状に関する情報共有	69	令和3年3月19日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について
56	令和2年12月8日	イベント・行事等について	70	令和3年3月30日	東京都「リバウンド防止期間」における対応について
57	令和2年12月15日	イベント・行事等について	71	令和3年4月12日	東京都「まん延防止等重点措置」における対応、市主催イベント・行事等の中止・延期判断プロセスについて
58	令和2年12月22日	イベント・行事等について	72	令和3年4月23日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
59	令和3年1月6日	イベント・行事等、公共施設の開館時間短縮、庁内における感染症対策について	73	令和3年4月26日	現状に関する情報共有
60	令和3年1月8日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について	74	令和3年5月10日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
61	令和3年1月12日	現状に関する情報共有	75	令和3年5月19日	現状に関する情報共有
62	令和3年1月18日	イベント・行事等について	76	令和3年5月28日	「緊急事態宣言」等に伴う対応について
63	令和3年1月26日	イベント・行事等について	77	令和3年5月31日	現状に関する情報共有
64	令和3年2月3日	「緊急事態宣言」等に伴う対応、イベント・行事等について	78	令和3年6月4日	公共施設等の再開について

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

回数	日付	開催内容	回数	日付	開催内容
79	令和3年6月18日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について	93	令和4年1月6日	イベント・行事等について
80	令和3年6月30日	新型コロナワクチン接種に係る対応について	94	令和4年1月20日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に伴う国分寺市の対応について
81	令和3年7月9日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	95	令和4年1月27日	現状に関する情報共有
82	令和3年7月21日	現状に関する情報共有	96	令和4年2月9日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長予定に伴う国分寺市の対応について
83	令和3年8月4日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	97	令和4年3月3日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置延長予定に伴う国分寺市の対応について
84	令和3年8月19日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	98	令和4年3月17日	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」期間終了に伴う対応, 花見時期における公演内の飲食の取扱いについて
85	令和3年8月31日	現状に関する情報共有	99	令和4年4月22日	リバウンド警戒期間延長に伴う国分寺市の対応について
86	令和3年9月10日	「緊急事態宣言」に伴う対応について	100	令和4年5月23日	リバウンド警戒期間終了に伴う国分寺市の対応について
87	令和3年9月29日	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について	101	令和4年6月21日	現状に関する情報共有
88	令和3年10月22日	「リバウンド防止措置」期間終了に伴う対応について	102	令和4年7月22日	感染拡大に伴う国分寺市の対応について
89	令和3年11月4日	屋内施設利用時における飲食の取扱いについて	103	令和5年2月22日	現在継続中の感染対策及び今後の対応, マスク着用の考え方, 5類感染症移行後の市の新型コロナウイルス感染症対策庁内体制について
90	令和3年11月26日	屋内施設利用時における飲食の取扱いについて	104	令和5年4月26日	5月8日以降の市公共施設等におけるマスク着用の考え方, 5類感染症移行後に新型コロナウイルスに感染した市職員の対応, 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部廃止以降の市の体制について
91	令和3年12月14日	現状に関する情報共有			
92	令和3年12月28日	現状に関する情報共有			

02 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策庁内体制

国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策 プロジェクトチーム設置要綱

プロジェクトチームの役割

- 新型コロナウイルス感染症対策として緊急を要する事項に機動的に対応するために政策部市政戦略室の職員を中心に設置されたプロジェクトチーム
- 新型コロナウイルスに関連する総合的な市民対応業務（総合電話案内対応）
※内容に関しては、市内の感染状況や感染対策、発症時の対応のほか、市だけでなく国や都等の施策等の問い合わせも総合的に対応し、各部署につなげたり、各施策専用のコールセンター等を案内
- 各部会の事務担当

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)対策として緊急を要する事項に機動的に対応するため、国分寺市新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 チームは、感染症対策のため緊急を要する事項のうち市長が指示したものを所掌する。

（組織）

第3条 チームは、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 政策部市政戦略室長(以下「市政戦略室長」という。)
- (2) 政策部市政戦略室まちの魅力企画担当係長
- (3) 政策部市政戦略室まちの魅力企画担当職員
- (4) その他市長が必要と認める職員

（運営）

第4条 チームにリーダーを置き、リーダーは市政戦略室長をもって充てる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほかチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。